

第5章 南海トラフ地震に関する事前対策活動

第1節 総則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則編第3節防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱のとおりとする。

第3 南海トラフ地震に関連する情報について

1 南海トラフ地震に関連する情報は、気象庁から以下の2種類の情報名で発表されます。

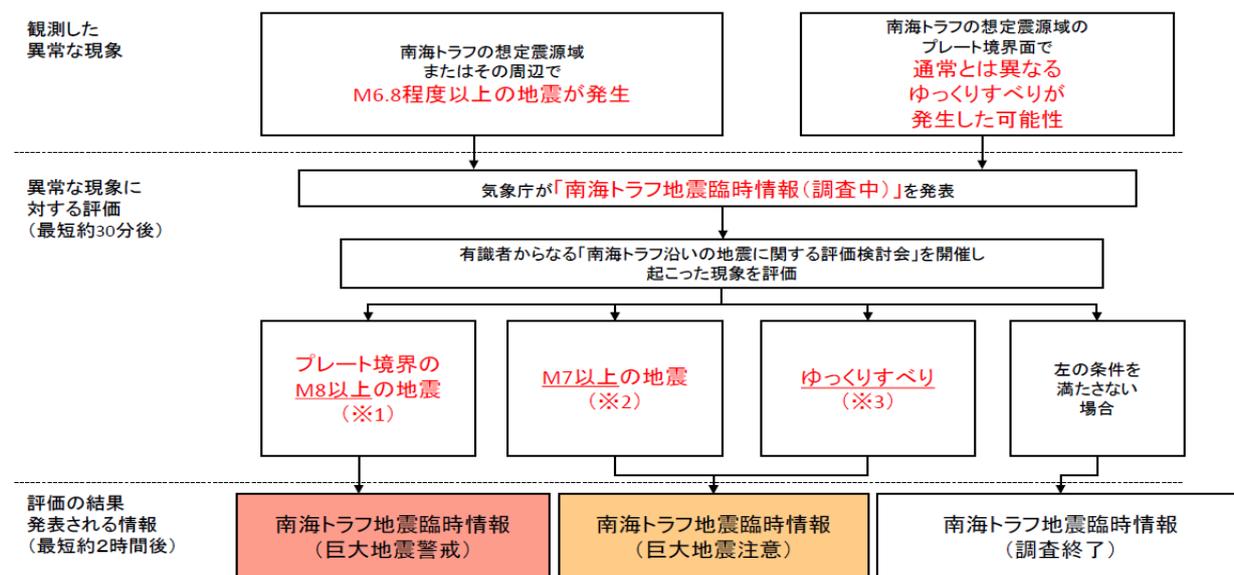
情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

2 情報名の後にキーワードを付記して情報発表されます。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

3 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ

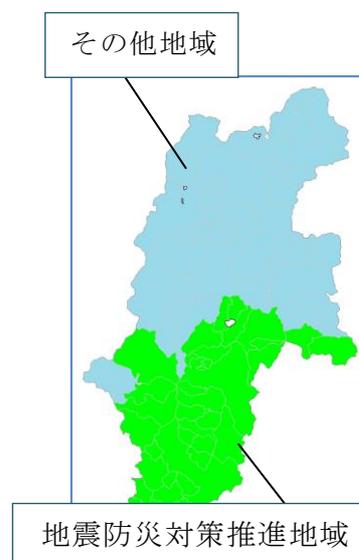


- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第4 推進地域

長野県における推進地域は、次のとおり指定されている。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町



第5 被害想定

総則編第5節被害想定のとおりとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

全機関

第1 市の体制

1 活動体制

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、その情報の内容に応じて必要な活動体制をとる。

(1) 編成の組織、所掌事務

震災対策編第2章災害応急計画第2節非常参集職員の活動を準用する。

(2) 本部の活動要領

災害対策本部等は、災害応急対策に係る措置に関する事項を行なう。

2 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	業務内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	警戒準備体制	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震臨時情報等（巨大地震注意）等（※1）	非常体制	○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容等の広報
南海トラフ地震臨時情報等（巨大地震警戒）等（※2）	非常体制	○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施

※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容その他これらに関連する情報

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容その他これらに関連する情報

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 対策本部等

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、地域防災計画に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達
- (2) 住民等に密接に関係のある事項の広報

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、災害対策本部を設置し、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたときは、災害対策本部を設置し、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施
- (4) 市内における災害応急対策に係る措置の実施

第3 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行なうものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

第3節 情報収集伝達計画

全機関

第1 基本方針

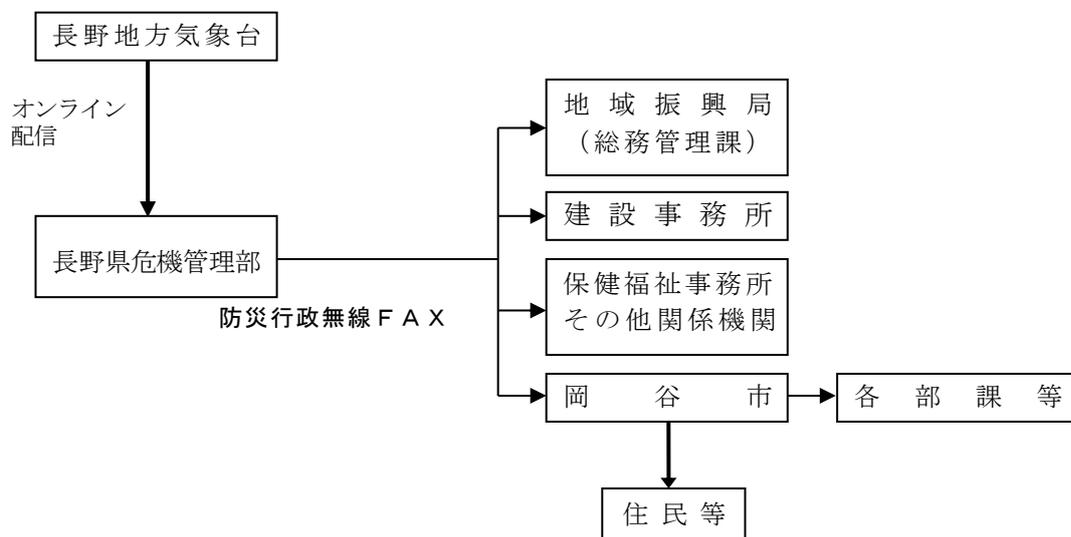
情報の収集及び伝達は、応急対策の根幹となることから、市、県及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図ることを基本とし、情報等の伝達については、迅速かつ的確に行う。

なお、各体制については、風水害対策編第1章災害予防計画第3節情報の収集・連絡体制計画、震災対策編第2章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動及び第4章東海地震に関する事前対策活動第3節情報収集伝達計画に準ずる。

第2 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。

1 伝達系統図



2 勤務時間内の伝達要領

- (1) 勤務時間内に、県衛星系防災行政無線等から南海トラフ地震に関連する臨時情報を受理した危機管理室長は、直ちに総務部長へ報告するとともに、庁内放送、内線電話、サイボウズ掲示板等で周知する。(震災対策編第4章東海地震に関する事前対策活動第3節情報収集伝達計画を準用する。)
- (2) 市民等には風水害対策編第1章災害予防計画第3節情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

3 勤務時間外、休日の伝達要領

- (1) 勤務時間外及び休日に、県等から南海トラフ地震に関連する臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理室防災危機管理主幹へ通知する。
- (2) 連絡を受けた防災危機管理主幹は危機管理室長に報告する。危機管理室長は受領した情報を判断材料として体制を整える。危機管理室職員は、速やかに登庁し、各部長、防災関係機関等へ伝達する。
- (3) 体制が敷かれる場合は、各部長から各部作成の緊急動員配置体制連絡網で伝令する。
(震災対策編第4章東海地震に関する事前対策活動第3節情報収集伝達計画を準用する。)
- (4) 市民等には風水害対策編第1章災害予防計画第3節情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

る。

第3 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

県、市及び防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。

この場合において、これらの情報が迅速かつ的確に対策本部等に集約する措置をとるものとする。

南海トラフ地震に関連する主な情報等における収集先と内容については、下記のとおりとするが、記載されていない情報等についても、事務分掌の内容で各課において情報収集及び応急対策の準備を行う。

情報収集先	情報の内容	担当
長野地方気象台 長野県危機管理部 諏訪地域振興局	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う地震防災応急対策 防災気象情報 国・県の警戒本部等の設置、廃止 	本部事務局 危機管理班
各区	<ul style="list-style-type: none"> 避難収容状況 自主防災組織活動状況 	本部事務局 教育部各班 危機管理班
他市町村	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策実施状況 	本部事務局 企画班
諏訪広域消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策実施状況 	消防班
中日本高速道路(株) 長野国道事務所岡谷維持修繕出張所 長野県警察岡谷警察署 諏訪建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制状況 	都市計画班 土木班 市民生活班
岡谷市水道事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 応急給水対策準備状況 上下水道施設応急対策実施状況 	水道班
岡谷建設事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策準備状況 	土木班
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 救護班の編成準備 医薬品、医療資機材確保状況 入院患者対応状況 	健康推進班 病院班
中部電力パワーグリッド(株)諏訪営業所 東日本旅客鉄道(株)長野支社岡谷駅 諏訪瓦斯(株)岡谷下諏訪営業所 長野LP協会諏訪支部 アルピコ交通(株)中南信支社 東日本電信電話(株)長野支店 流通業者	<ul style="list-style-type: none"> 応急対策実施状況 交通情報 物資の在庫量 	商業観光班
緊急輸送関連	<ul style="list-style-type: none"> 車両及び燃料確保状況 	本部事務局 財政班 土木班
小中学校及び保育園	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒及び園児の引渡し状況 住民の避難状況 	子ども班 教育部各班
社会福祉・介護等関連施設	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉・介護等関連施設の状況 	社会福祉班 介護福祉班
各課共通	<ul style="list-style-type: none"> 各課の応急対応実施状況 	各課

第4節 広報計画

危機管理班・秘書広報班・関係機関

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

第2 活動内容

1 市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

（ア）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

（イ）住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容

（イ）交通に関する情報

（ウ）ライフラインに関する情報

（エ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ）後発地震に備えるための基本的な防災対応日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

（イ）交通に関する情報

（ウ）ライフラインに関する情報

（エ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ）後発地震に備えるための基本的な防災対応日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

(2) 広報手段

市が行う広報は、住民一人ひとりに情報が伝達されるように配慮するものとし、これに対処するため必要な事項をわかりやすくまとめ、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、岡谷市行政チャンネル、岡谷市ホームページ、テレビ及びラジオ等を活用し、迅速かつ的確な広報を実施する。

また、自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、国際交流センターなどに依頼して外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、災害対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

(4) 報道機関との応援協力関係

災害時には「災害緊急放送に関する相互協定」に基づき、エルシーブイ(株)に対して放送要請を行う。また、必要に応じて、諏訪広域連合とエルシーブイ(株)の間で締結している「臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定」に基づき、信越総合通信局へ臨時災害放送局の開設申請を行うものとする。

2 防災関係機関が実施する計画

防災関係機関においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により県及び市等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報するものとする。

る。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その迅速かつ的確な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

(参考)

県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

※「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）

臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。

○「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。

・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。

エ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）

日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。そのため、以下の対策を行う。

※南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

※各企業等の防災対応を迅速かつ確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

全機関

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いも想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該機関経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

全機関

第1 基本方針

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき避難対策等については、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速かつ的確な避難措置を講ずるものとする。

高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難対象区域（がけ地崩壊危険地域等）における避難は、徒歩を原則とするが、徒歩による避難が著しく困難な地域については、車両による避難についてあらかじめ検討する。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。

なお、避難対策等については、震災対策編第2章災害応急対策計画第1-1節避難収容及び情報提供活動を準用する。

第2 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促すものとする。

第3 避難先の確保

1 避難所の受入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、あらかじめ避難者数を想定しておくものとする。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておくものとする。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておくものとする。

2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、風水害対策編第1章災害予防計画第1-1節避難収容及び情報提供活動計画において整理されている指定避難所を参考に検討するものとする。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用するものとする。
- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来

さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。

- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理するものとする。
- ア 施設名、住所、面積、収容人数
 - イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
 - ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
 - エ 非構造部材の落下防止対策の有無
 - オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
 - カ 学校の状況（授業継続または休校）
 - キ 周辺の避難場所からの移動距離
 - ク 要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
 - ケ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
 - コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。

- (1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当て、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定するものとする。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意するものとする。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うものとする。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討するものとする。
- (3) 検討の結果、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行うものとする。
- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮するものとする。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討するものとする。
 なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮するものとする。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、市は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行うものとする。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とするものとする。

第7節 住民の防災対応

危機管理班・会計班・消防班・商業観光班・都市計画班・社会福祉班・教育部全班・関係機関

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。

また、岡谷市防災・減災基本条例に規定する、市民、事業者及び市がそれぞれの責務や役割を十分理解し、お互いが連携し、協力し合いながら、より高い防災・減災に対する意識の醸成を図ることにより、まちの熟度を高め、災害に強い安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

- (1) 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常要持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。
- (2) 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するものとする。
- (3) 住民及び観光客等は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避けることやできるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒するものとする。

第8節 事業所等対策計画

関係機関

第1 基本方針

事業所等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 事業所等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取りべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。

2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。
- (2) BCP未策定の事業所については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。
- (2) 個々の事業所等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。

4 事業所等の防災対応（巨大地震注意）の検討

- (1) 事業所等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

(2) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、事業所活動を1週間どのように継続するか検討するものとする。

(3) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

事業所等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、事業所等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての事業所等が検討することが望ましい。

- ア 安否確認手段の確認
 - イ 什器の固定・落下防止対策の確認
 - ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
 - エ 発災時の職員の役割分担の確認
- (4) 施設及び設備等の点検
- 地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないとけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。
- また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する事業所については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。
- (5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置
- 地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の事業所等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。
- 一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に事業所活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。
- ア 荷物の平積み措置
 - イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
 - ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
 - エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
 - オ ヘルメットの携行の徹底
 - カ 定期的な重要データのバックアップ
 - キ 速やかに作業中断するための準備
- (6) 地域への貢献
- 南海トラフ地震臨時情報発表時には、普段から取り組んでいる事業所活動の延長として、事業所の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施するものとする。
- また、それぞれの事業所等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。
- (7) 情報の伝達
- 南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各事業所内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。
- (8) 防災対応実施要員の確保等
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、各事業所等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。
- また、各事業所等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、事業所内等にあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関の講ずべき措置

関係機関

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。

第2 活動の内容

1 消防機関等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。

2 警備対策

岡谷警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

県及び市は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 電気（中部電力パワーグリッド(株)諏訪営業所）

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3) ガス（諏訪瓦斯株式会社岡谷下諏訪営業所、長野LP協会諏訪支部）

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4) 通信（東日本電信電話株式会社長野支店）

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送（エルシーブイ株式会社他）

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の迅速かつ的確な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の迅速かつ的確な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震

警戒)等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通対策

(1) 道路

ア 岡谷警察署は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。

なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。

なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(1) 防災上重要な施設に関する対策

県及び市町村は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設(災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの)について、その機能を果たすため、体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア 道路等(橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む)【建設部、林務部等】
危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ 河川・ダム

a 河川【建設部】

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。

b ダム【建設部・企業局】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

ウ ため池・用水路【農政部】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

エ 松本空港【企画振興部】

滑走路閉鎖・空港内への立入規制、空港内の被害状況の把握、エプロンの使用制限等の必要な措置を行う。

オ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

- ・ 入場者等への情報伝達
- ・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・ 出火防止措置
- ・ 水、食料等の備蓄
- ・ 消防設備の点検、整備
- ・ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア 県立高等学校・特別支援学校等【県教育委員会】

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。

なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。

- ・ 推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休業とする（1週間程度）。
- ・ 上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。

イ 県立学校【県教育委員会以外の各部局が所管する学校等】

後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための措置を行う。

ウ 保育園、小・中学校等(市町村等所管)

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

エ 社会福祉施設【健康福祉部】

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

オ 病院・診療所等【健康福祉部】

患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。

カ 上下水道施設【企業局、環境部】

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

キ 警察本部の所管する施設（警察署、警察学校、運転免許センター等）

車両、資機材の被災を防止する措置を行うとともに、非常用電源設備の点検、来庁者に対する安全確保のための必要な措置を行う。

(3) 工事中の公共施設、建築物、その他【各部局】

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

(4) 防災関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

第10節 関係機関との連携協力の確保

全機関

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、事業所等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては事業所活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、県、市、防災関係機関及び事業所等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。

第2 活動内容

関係機関等との連携協力での災害予防については、震災対策編第1章災害予防計画による。また、災害応急対策については、震災対策編第2章災害応急対策計画に準じる。

防災責任者等を中心として、地震災害を未然に防止しまたは軽減するための体制を確立する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ的確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。

第3 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。

第4 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき期間においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

全機関

第1 基本方針

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、県及び市は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

(1) 市が実施する計画

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割及び役割等に相応した地震防災上の教育を実施

カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

ク 果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施

(2) 防災関係機関等が実施する計画

防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は前記(1)に準じた内容として実施するものとする。

2 住民等に対する防災上の教育

(1) 市が実施する計画

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮

した具体的な教育・広報を実施するものとする。

また、教育及び広報の実施に当たって、あらゆる媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 住民等は、自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- サ ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。
- シ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。
- ス 地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

